

令和8年6月11日

一宮市水道事業等職員就業規則の一部を改正する規程をここに公布する。

一宮市水道事業等管理者
多和田雅也

一宮市上下水道部管理規程第5号

一宮市水道事業等職員就業規則の一部を改正する規程

一宮市水道事業等職員就業規則(昭和43年一宮市水道部管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(特別休暇) 第23条 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、 出産、交通機関の事故その他の特別の事由 により職員が勤務しないことが相当であ る場合として次の各号に掲げる場合にお ける休暇とし、その期間は、当該各号に定 める期間とする。 (1) 略 (2) 職員が裁判員、証人、鑑定人、 <u>参考 人等</u> として国会、裁判所、 地方公共団体の議会その他官公署へ出 頭する場合で、その勤務しないことがや むを得ないと認められるとき。公務休 暇として、必要と認められる期間 (3)～(21) 略 2・3 略	(特別休暇) 第23条 略 (1) 略 (2) 職員が裁判員、証人、鑑定人、 <u>参考 人、被害者参加人等</u> として国会、裁判所、 地方公共団体の議会その他官公署へ出 頭する場合で、その勤務しないことがや むを得ないと認められるとき。公務休 暇として、必要と認められる期間 (3)～(21) 略 2・3 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。